

平成23年 9月7日（水曜日）

○議事日程（第2号）

平成23年9月7日（水）午前10時00分開議

日程第 1 認定第 1号 平成22年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 認定第 2号 平成22年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 3号 平成22年度東庄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 4号 平成22年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 5号 平成22年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 6号 平成22年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 7号 平成22年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 8号 平成22年度東庄町水道事業会計決算認定について

日程第 9 認定第 9号 平成22年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について

日程第10 陳情第 2号 「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情

日程第11 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

1番 林 甚 一 君

2番 鈴 木 正 昭 君

3番 高 木 武 男 君

5番 多田和弘君
 6番 山崎ひろみ君
 7番 土屋進君
 8番 宮崎正吾君
 9番 花香むつみ君
 10番 鎌形寿一君
 11番 林勝俊君
 12番 高嶋雅弘君
 13番 宮澤喜久男君
 14番 平山茂君
 15番 箕輪誠一君
 16番 勝野暢一君

○欠席議員

なし

○出席説明員（13名）

町長 岩田利雄君
 副町長 清水正幸君
 監査委員 北山武彦君
 まちづくり課長 相馬良男君
 総務課長 菅谷武男君
 病院事務長 宇ノ澤康成君
 町民課長 池永芳則君
 健康福祉課長 林敏行君
 会計管理者 鈴木努君
 農業委員会事務局長 金島正好君
 教育委員会委員長 飯田武士君
 教育長 小澤茂君
 教育課長 五十嵐秀司君

○出席事務局員（3名）

事務局長 林泰雄

次 長 青 柳 清 子
主 査 林 昌 樹

(午前10時00分 開議)

議長 (勝野暢一君)

ただいまの出席議員は15人全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、認定第1号、平成22年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第9、認定第9号、平成22年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてまで、以上、9案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (勝野暢一君)

本決算について提出者から説明を求めます。

岩田町長。

町長 (岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました、平成22年度各会計の決算でございますが、認定第1号から認定第9号まで、一般会計のほか特別会計が6件と企業会計が2件、あわせて9件の決算について、その提案理由を申し上げます。

なお、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、監査委員さんの意見を付して提案をした次第でございます。よろしくご審議をいただきますよう、また認定くださいますようお願いを申し上げます。

最初に、認定第1号の平成22年度一般会計の決算でございますが、平成22年度の一般会計予算は48億2,800万円スタートをし、2億6,245万円の追加補正の結果、最終予算は50億9,045万円となり、平成21年度からの繰越事業費繰越額を加算しますと、予算規模は55億908万1,000円となりました。歳入におきまして57億4,757万6,000円が収入されており、このうち町税をはじめとする一般財源は45億7,832万5,000円となっております。一方、歳出では51億8,122万円が執行されております。この結果、歳入総額から歳出総額を差し引きいたしました形

式収支は5億6,635万6,000円となり、翌年度への繰越明許が5,755万1,000円でしたので、実質収支は5億880万5,000円となりました。

また、平成21年度の決算と比べてみますと、歳入では1億8,412万5,000円の増、歳出におきましては2億8,898万円の増となっております。歳入歳出それぞれ特筆されるものを申し上げます。

最初に歳入でございますが、町税全体では納税義務者数の減少、景気低迷の影響によりまして5,854万円前年度を下回っております。また、エコカー減税等の国の政策によって、自動車取得税交付金が減額となる一方、その減収補てんとして地方特例交付金が増加しております。

次に、地方交付税は、前年度より1億8,593万5,000円増の19億553万7,000円となっております。

次に、分担金及び負担金では、児童数の減少に伴い保育園保育料負担金が減となったことを主な要因として、前年度比811万3,000円の減、決算額で1億3,123万3,000円となっております。

続いて、国庫支出金であります。神代小学校及び笹川小学校の体育館耐震補強事業に対する国庫補助金等の歳入がありましたが、定額給付金や子育て応援特別手当といった国の政策による一時的な事業が22年度はありませんでしたので、全体として1億180万6,000円減額の4億5,606万円の決算となりました。また、県支出金につきましては、公民館の太陽光発電設備設置に対するグリーンニューディール基金事業補助金などにより、5,261万6,000円増の2億7,792万円の決算額となっております。

次に、繰入金でございますが、前年度は、公民館大規模改修のため公共施設整備基金から2億3,000万円の繰り入れがありましたが、22年度はそうした大きな繰り入れがありませんでしたので、全体として前年度比2億4,911万2,000円減の1,921万2,000円の決算となっております。

そのほか、町債においては公民館大規模改修や小学校体育館の耐震改修に伴う起債により、2,510万円増の4億850万円となっております。

続きまして、歳出決算について、増減額の大きなものを申し上げます。

総務費では、地域イントラネット基盤整備事業の実施などを主な増額要因と

いたしまして、決算額では前年度比6,375万9,000円増の7億3,119万7,000円となっております。

次に民生費では、子ども手当の創設といった増加要因がありましたが、定額給付金などの一時的な事業が昨年度はなかったことから、前年度と比較して7,204万9,000円減の11億9,423万1,000円の決算となっております。

次に衛生費であります。水道事業繰出金、香取市東庄町病院組合への負担金の減などを要因といたしまして、前年度と比較しますと7,215万円の減額、決算では6億3,984万4,000円となりました。

次に、農林水産業費では県営ほ場整備事業負担金の減などにより、前年度比3,545万8,000円減の2億4,116万8,000円となっております。

次に、商工費では前年度の商工会館建設補助金や東大社の式年神幸祭に伴う観光協会特別事業補助金といった大きな支出がなかったことから、前年度比1,189万8,000円減の7,005万1,000円となっております。

次に、土木費では災害により事業の事故繰越金があったことも影響し、全体では前年度比3,294万3,000円の減額、決算では2億9,123万円となっております。

次に、教育費でございますが、公民館大規模改修事業、小学校屋内運動場耐震補強工事などを増加要因として、前年度と比較しますと2億9,580万1,000円増額の9億8,550万8,000円となっております。

次に、災害復旧費では震災による町道等の応急復旧費用のため362万5,000円の歳出決算となっております。

最後に、諸支出金でございますが、財政調整基金積み立ての増などによりまして、前年度比1億5,395万6,000円増額の2億796万9,000円となっております。

以上、一般会計の決算につきまして主なものについて申し上げます。

次に、認定第2号、国民健康保険特別会計の決算について申し上げます。

歳入決算の総額は19億7,433万8,000円で、昨年度よりも267万4,000円の増となっております。歳入面では、保険財源確保のため2年

連続で税率改正を行っております。また、歳出決算でございますが、決算額は前年度より5,533万8,000円減の18億9,477万5,000円となっております。この要因といたしまして、前期高齢者支援金が前年度より3,157万3,000円減額し、また老人保健拠出金ですが2,228万5,000円減額したことが主な要因でございます。

以上の結果、実質収支は7,956万3,000円となっております。

次に、認定第3号、老人保健特別会計の決算でございますが、歳入決算の総額は867万6,000円、前年度比で11.2%の減となりました。歳入の92%は繰越金でございます。また、歳出の決算総額は4万円でありまして、平成20年3月で終了した老人保健制度にかかわる保険診療の精算もほぼ終了いたしましたので、当該会計は平成22年度を持ちまして閉鎖し、以後は一般会計に引き継がれます。なお、実質収支は863万6,000円となっております。

次に、認定第4号、後期高齢者医療特別会計の決算でございますが、歳入決算の総額は9,544万4,000円となりました。歳入のうち64.6%が保険料でございます。そのほか一般会計からの繰入金为主要な財源となっております。また、歳出の決算は9,306万4,000円で、その97.8%が後期高齢者医療制度の運営主体である千葉県広域連合への納付金でございます。なお、実質収支は238万円となっております。

次に、認定第5号、食肉センター特別会計の決算について申し上げます。

歳入決算では食肉センターの収入源となります。と畜処理頭数が養豚農家の生産頭数の増加及び指定管理者であります食肉センター事業協同組合の営業努力によりまして、前年度と比較いたしまして3,650頭の増となっており、2,169万1,000円増額の1億4,521万1,000円となっております。一方、歳出でございますが、事業費として8,114万8,000円支出のほか、積立金として1,500万円を財政調整基金として積み立て、また諸支出金として1,000万円を一般会計繰出金の支出としております。歳出合計では1億614万8,000円となりまして、前年度より1,429万8,000円の増額となっております。したがって、収支差し引きで3,906万3,000円を次年度へ繰り越すことができました。平成19年度より指定管

理者制度の導入により、施設の管理運営を食肉センター事業協同組合が実施しておりますが、今後とも処理頭数の確保と増加に努め、食肉センターの経営安定に努力してまいりたいと考えております。

次に、認定第6号、訪問看護ステーション特別会計について申し上げます。

平成22年度の訪問看護ステーションの利用につきましては、利用者数、利用者件数とも減少しております。この状況下で歳入決算の総額は2,173万1,000円、前年度比17.7%の減となっております。この要因は、利用者数の減少に加え、居宅介護支援事業部門の休廃止によるものでございます。一方、歳出決算の総額は1,734万4,000円、前年度比10.9%の減となっております。内容については、職員及び臨時職員の人件費等が主なものでございます。以上、差し引き収支で438万7,000円の黒字となっております。

次に、認定第7号、介護保険特別会計について申し上げます。

平成22年度は、第4期介護保険事業計画が3カ年の中間年度でございましたが、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数、介護サービス受給者数、保険給付費は増加の傾向にあります。この中で歳入決算の総額は9億422万5,000円、前年度比2.9%の増となっております。この要因は、保険給付費の増加に伴う国・県支出金、社会保険診療報酬支払基金交付金などの増加によるものでございます。一方、歳出決算の総額は8億8,237万6,000円、前年度比で3.6%の増となりました。このうち全体の構成比で92.0%を占める保険給付費は前年度比3.8%の増となっております。以上、差し引きの収支で2,184万9,000円の黒字となりましたが、平成23年度に精算を行いますと、実質的な余裕資金は1,625万円程度となる見込みでございます。

続きまして、企業会計のうち、最初に、認定第8号の水道事業会計について申し上げます。

収益的収支会計では、収入で4億2,708万2,000円、支出で3億6,916万9,000円となりまして、収支差し引き5,791万3,000円の純利益となっております。次に資本的収支会計であります。支出で固定資産取得費、企業債の償還では9,478万9,000円となりました。資本的

収支において不足する額9,478万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額17万3,000円、減債積立金6,253万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,208万3,000円をもって補てんしております。なお、平成22年度末における給水戸数は3,979戸、給水人口は1万2,633人となっております。

続きまして、認定第9号、東庄病院事業会計決算について申し上げます。

病院事業につきましては、内科医師5名の診療体制と、あわせて非常勤医師によります整形外科、眼科並びに循環器内科の診療を実施いたしました。また、介護療養型医療施設として施設入所サービス、ショートステイ、居宅療養管理のほか、訪問リハビリを実施いたしました。平成22年度の経営状況を見ますと、前年度に比べ入院延べ患者数で4.6%の増、外来延べ患者数で2.2%の増となっております。決算の内容でございますが、収益的収支の収入が9億7,977万8,000円に対し、支出が9億6,383万9,000円で、1,593万9,000円の純利益となり、新築移転以来黒字を計上することができました。次に資本的収支につきまして、出資金等の収入額5,132万2,000円に対しまして、支出では建設改良費・企業債償還金で7,261万4,000円となり、不足する2,129万2,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんしたところでございます。

以上で、一般会計を含め9会計の決算につきまして、認定をいただきたく提案理由を申し上げた次第でございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、認定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（勝野暢一君）

総務課長。

総務課長（菅谷武男君）

それでは、平成22年度一般会計の決算について、その内容をご説明申し上げます。説明につきましては、お手元に配付してございます決算参考資料に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

それでは、1ページをお願いいたします。

一般会計の決算でございますが、平成22年度の決算規模は歳入の総額が57億4,757万6,000円、歳出の総額では51億8,122万円となりまして、それぞれ前年度と比較いたしますと、歳入では1億8,412万5,000円、3.3%の増、また歳出決算においては2億8,898万円、5.9%の増となりました。これらの内容につきましては、次の(2)決算収支の状況の表で申し上げます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引きました形式収支では、アといたしまして5億6,635万6,000円となりました。このうち道路改良事業など繰越明許の財源として、イの欄で5,755万1,000円がございますので、これを差し引かしまして、ウの欄で5億880万5,000円が実質収支の額となっています。この実質収支の額から前年度、平成21年度の実質収支の額を差し引きますと、これが単年度収支としてエの欄の7,365万円となります。

なお、次のオ並びに一つおいたキの欄は、財政調整基金の積み立て並びに取り崩しの決算数値でございますが、オの積立額が利子相当分をあわせまして2億51万1,000円、キの積立金取り崩しはございませんでした。また、カの町債の繰上償還はございませんでした。この結果、単年度収支の額、エに財政調整基金への積立金オの額を加えた額が実質単年度収支、クの欄で2億7,416万1,000円となりました。

それでは、歳入歳出の決算状況について申し上げます。最初に、歳入決算について申し上げますので、第1表をお願いいたします。

歳入決算の総額57億4,757万6,000円のうち町税を初めとする一般財源の総額は45億7,832万5,000円で、歳入決算の79.7%を占めております。残りの20.3%は国庫及び県支出金や町債の一部を含めまして11億6,925万1,000円が特定財源となっております。

それでは、順を追ってご説明を申し上げます。

なお、細部につきましては、この後、各常任委員会へ付託される予定となっておりますので、私からは主だったものを申し上げますので、あらかじめご了承くださいと思います。

第1款・町税の決算額は13億6,783万2,000円で、前年度よりも5,854万円、4.1%の減となっております。納税義務者数の減による市

町村民税の減額、景気の低迷が大きく影響しております。

次の、第2款・地方譲与税の決算額は1億297万6,000円で、前年度比72万1,000円、0.7%の減となっております。地方揮発油譲与税は207万5,000円の増となっているものの景気の動向や、いわゆる「エコカー減税」により自動車重量譲与税が279万6,000円の減となっていることによるものであります。

次は、第3款の利子割交付金ですが、平成22年度の決算は464万8,000円で、前年度比32万円の減となっております。

次は、第4款の配当割交付金及び第5款の株式等譲渡所得割交付金であります。この二つの交付金につきましては、上場株式の配当及び譲渡益に対して課される税を原資に交付されるものでありまして、決算は配当割交付金181万1,000円と、株式等譲渡所得割交付金100万円でありました。

第6款・地方消費税交付金につきましては、前年度より若干の減となり1億2,316万4,000円の決算となりました。

第7款はゴルフ場利用税交付金で、決算額は前年度とほぼ同額の1,770万3,000円でありました。

第8款は自動車取得税交付金でございます。県税としての自動車取得税を原資に、市町村道の延長並びに面積に按分して交付されますが、その額は昨年度比15.7%、637万2,000円の減、3,413万5,000円の決算となりました。これは、主に景気低迷とエコカー減税によるものですが、減税にかかる減収分は、次の地方特例交付金で措置されております。

第9款の地方特例交付金は、昨年度比665万2,000円、27.4%増の3,095万6,000円となりました。内容としては、自動車取得税の減収補てん等で1,630万5,000円、平成18年度及び平成19年度の児童手当制度拡充及び子ども手当創設に伴う地方負担の増加に対応するための交付金1,465万1,000円などとなっております。

次に、歳入決算額の33.2%を占めております第10款の地方交付税でございます。普通交付税で11.5%の増、特別交付税で5.1%の増となり、総額で前年度を1億8,593万5,000円、10.8%上回った19億553万7,000円の決算となりました。

次に、第11款の交通安全対策特別交付金の決算は、昨年度とほぼ同じ306万4,000円の決算となっています。

第12款は分担金及び負担金でございまして、保育所入所児童数の減により保育料負担金727万6,000円の減など、前年度より811万3,000円の減額、1億3,123万3,000円の決算となりました。

次の、13款・使用料及び手数料は、前年度比344万7,000円、14.9%の増、2,665万3,000円の決算となっています。東京ガスのガス管敷設に伴う町道占用料の増、幼稚園児童数の増に伴う幼稚園保育料の増が主な要因です。

14款は国庫支出金の決算ですが、小学校体育館の耐震改修工事に伴う安心・安全な学校づくり交付金が交付されている等、定額給付金や子育て応援特別手当がなくなったことから、全体では前年度を1億180万6,000円、18.2%を下回りまして4億5,606万円の決算となっております。

15款・県支出金ではグリーンニューディール基金事業補助金2,130万円、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金777万円の増を主な増加要因として、県支出金全体としては5,261万6,000円、23.4%増の2億7,792万円の決算となりました。

次の、16款は財産収入でございまして、財産収入全体では240万1,000円、51.1%減の229万7,000円となっています。

次に、17款の寄附金については、544万円の決算額となりました。

次に、18款の繰入金では食肉センター特別会計及び介護保険特別会計から繰り入れて1,921万2,000円の決算となっております。前年度は公民館大規模改修に伴う公共施設整備基金の取り崩しがありましたので、22年度は大きな減額となっております。

次に、19款の繰越金につきましては、6億7,121万1,000円の決算となりました。

20款・諸収入ではデイサービス事業の通所介護収入の増などにより、1,440万1,000円、10.2%の増額となりまして、諸収入全体では1億5,622万4,000円の決算となっています。

歳入決算の最後は21款の町債でございまして、平成22年度の地方債発行総

額は4億850万円となりまして、前年度よりも2,510万円、6.5%の増となっています。内容といたしましては、公民館大規模改修事業で1億円、小学校体育館耐震改修事業で7,570万円が増加要因となっていますが、一方で臨時財政対策債で7,780円の減、道路、排水整備事業で4,960万円の減、県営ほ場整備事業で1,410万円の減など、可能な限り起債額を低く抑え将来負担の軽減を図っているところであります。

これらを含めまして、平成22年度末の地方債現在高については、後ほどご説明申し上げます。

以上、歳入決算の総額は57億4,757万6,000円となりまして3.3%、1億8,412万5,000円の増額決算となりました。

続きまして、2ページをお願いします。

上の表でございまして、ただいま申し上げました歳入決算につきまして、左半分では一般財源と特定財源に、そして右半分では自主財源と依存財源に分けて、過去5年間について、その状況を表にしたものでございます。後ほどお目通しをしていただきたいと思います。

それでは、中ほどの(2)から歳出決算について説明に入らせていただきます。

平成22年度の歳出決算の総額は51億8,122万円となりまして、平成21年度と比較いたしますと2億8,898万円、5.9%の増となっています。目的別の歳出決算の状況は、第2表のとおりでございますが、歳出の決算総額に対して構成比の高い順に見てみますと、民生費が11億9,423万1,000円、23%で最も高く、次に教育費9億8,550万8,000円、3番目が総務費7億3,119万7,000円、14.1%、以下、衛生費、公債費、土木費の順となっております。

それでは、順を追ってご説明申し上げます。

最初に、第1款・議会費でございますが、期末手当の削減等により202万2,000円減の8,181万9,000円の決算となりました。

続いて、2款の総務費では、決算額7億3,119万7,000円で、対前年では6,375万9,000円、9.6%の増となっております。地域イントラネット基盤整備事業、防災行政無線屋外子局修繕事業の実施が主な要因となっております。

次は、3款の民生費ですが、決算額は11億9,423万1,000円となっております。子ども手当の創設で1億2,644万1,000円の増加要因があったものの、定額給付金や子育て応援手当がなくなったことから全体では前年度と比較しまして7,204万9,000円、5.7%の減となっております。

次に、第4款の衛生費です。衛生費は決算額6億3,984万4,000円、前年度より7,215万円、10.1%の減となりました。これは水道事業への繰出金4,000万円の減、病院組合負担金2,445万8,000円の減、香取広域市町村圏事務組合負担金の清掃分が1,843万7,000円の減などが要因となっております。

第5款の農林水産業費は2億4,116万8,000円、前年度よりも3,545万8,000円、12.8%の減となりました。県営土地改良事業に伴う併せ農道負担金、県営ほ場整備事業負担金の減が主な要因となっております。

第6款は商工費でございます。決算額といたしましては前年度より1,189万8,000円、14.5%減の7,005万1,000円となっております。これは21年度の商工会館建設事業補助金など、特別な支出が22年度はなかったことによるものです。

続きまして、第7款の土木費でございまして、一部の事業が震災の影響等で繰り越されたこともあり、全体として前年度比3,294万3,000円、10.2%の減、決算額といたしまして、2億9,123万円となっております。

第8款は消防費でございまして、前年度を937万8,000円、3.5%下回ります2億6,164万4,000円の決算となっております。香取広域市町村圏事務組合の負担金で常備消防分、非常備消防分あわせて600万1,000円の減が大きな要因となっております。

次に、9款の教育費について申し上げます。歳出決算の総額は対前年度比42.9%、額にして2億9,580万1,000円増の9億8,550万8,000円の決算となりました。これは公民館大規模改修事業として工事費3億1,691万1,000円、神代小学校及び笹川小学校体育館耐震補強工事費1億6,897万9,000円等が増額の主な要因です。

次の、10款・災害復旧費については、震災対応の応急復旧工事費により決

算額は362万5,000円となっております。

第11款・公債費について申し上げます。公債費の決算は4億7,293万4,000円となり、前年度と比較しまして774万9,000円の増となっております。臨時財政対策債の償還額が前年度と比較し1,243万6,000円の増となったことが要因となっております。なお、平成元年に借り入れました石出小学校屋内運動場建設事業債を初め、平成21年度で償還が終了したものが20件あり、平成22年度から元金償還の始まったものは臨時地方道路整備事業債を初め7件でございました。

歳出決算の最後は12款の諸支出金でございますが、前年度と比較し基金積立金が大幅に増加したため1億5,395万6,000円増の決算額は2億796万9,000円となりました。

以上、一般会計の歳出決算総額は51億8,122万円となりました。前年度より5.9%、2億8,898万円の増額決算となっております。

それでは、恐れ入りますが、次のページの3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出決算について、性質別の状況を示したものでございます。消費的経費と投資的経費について、決算の構成比とあわせて前年度と比較いたしますと、消費的経費は33億8,672万2,000円で構成比が65.4%となり、投資的経費では10億6,035万3,000円、20.5%の構成比となっております。また、前年度と比較しますと消費的経費の決算額は1億6,080万8,000円の減となって、構成比では7.1ポイントの減となっております。同時に、投資的経費では2億7,399万8,000円の大きな増となって、構成比では4.4ポイントの増となっております。

それでは、性質別の歳出決算について第3表で見ていきたいと思っております。

まず、消費的経費の細分類で義務的経費のうち人件費の決算は、平成22年度9億4,291万5,000円、前年度9億2,575万8,000円で、1,715万7,000円の増となっております。職員数の増によるものであります。次に、義務的経費の2番目は扶助費でございまして、5億4,830万3,000円の決算となっております。前年度と比較しますと1億5,342万6,000円、38.9%の大きな増となっております。子ども手当にかかる支出が前年度の児童手当と比較し1億2,644万1,000円の増となって

おり、大きな要因となっております。義務的経費の最後は公債費で4億7,293万4,000円の決算となっております、前年度と比較しますと774万9,000円の増額となっております。

以上、ただいま申し上げました3つの義務的経費の合計は19億6,415万2,000円となりまして、歳出決算総額に占める割合は37.9%となっております。

次は、消費的経費のうち物件費で、22年度の決算額は5億1,088万2,000円、前年度5億1,649万3,000円で、561万1,000円の減となっております。幼稚園統合による臨時教員の賃金の減、給食数の減に伴う給食材料費の減が主な要因となっております。次が同じく消費的経費の中の維持補修費で決算額は1,332万2,000円となり、歳出決算総額に対します構成比では0.3%となっております。消費的経費の最後は補助費等でございます。決算額は8億9,836万6,000円となり、前年度と比較しますと3億2,550万3,000円の大きな減となっております。定額給付金2億4,445万2,000円の減のほか、香取広域市町村圏事務組合の清掃分負担金、香取市東庄町病院組合負担金の減などが主な要因となっております。

人件費からただいま申し上げました補助費等まで消費的経費の決算額は、先ほど申し上げましたように33億8,672万2,000円となりまして、歳出決算総額に対する構成比は65.4%を占めることとなります。

次に、投資的経費のうち普通建設事業では、公民館大規模改修事業、小学校2校の体育館耐震改修事業などを要因に、前年度決算より2億6,843万6,000円、34.1%の大きな増となり、決算額は10億5,477万9,000円となりました。また災害復旧事業につきましては、東日本大震災の応急復旧にかかる費用のため557万4,000円の決算となっております。

次に、投資及び出資・貸付金でございます。決算額は9,974万8,000円となり、前年度決算に対して1,724万7,000円の減となっております。内容としては、東庄病院事業への企業債元金償還分繰り出し等の減、水道企業団の出資金の減が主な要因となっております。

続きまして積立金でございますが、財政調整基金への積み立てが利子を含め2億51万1,000円あり、決算額は2億796万9,000円となりまし

た。

性質別決算の最後は繰出金でございます。決算の額は4億2,642万8,000円となり、前年度決算額より3,908万1,000円、10.1%の増となりました。これは国民健康保険特別会計への繰り出しが3,493万1,000円増となったほか、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金が増加していることによるものです。

以上、人件費から繰出金まで性質別歳出決算の内容を申し上げます。

次のページ、4ページから5ページにかけての円グラフは、今まで申し上げました一般会計の決算についてグラフ化したものでございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

それでは、5ページの下の方の財政構造について説明いたします。

地方公共団体の財政力をあらわす数値として用いられます財政力指数は、地方交付税法の規定に基づきまして算出される「基準財政収入額」を「基準財政需要額」で除した数値の過去3カ年平均であらわすことができます。本町における平成22年度の財政力指数は0.473となりまして、平成21年度の数値と比較し0.031低下しております。

次に、財政構造の弾力性をあらわします経常収支比率でございますが、性質別経費の経常経費充当一般財源を経常一般財源で除して得ることができます。この数値は80.1%と前年度を1.5ポイント下回っております。また、この数値の計算式において分母となる経常一般財源から臨時財政対策債を除いた経常収支比率は84.8%で、前年度を3.7ポイント下回る数値となりました。近隣市町に比較しよい数値となっておりますが、今後とも経常経費の節減、合理化を図り、経常収支比率の抑制に努めていかなければならないと考えております。

次のページ、6ページでは過去5年間の一般会計歳入歳出決算について、その規模をグラフにしてございます。後ほどお目通しをいただきたいと思います。

それでは、大変恐縮ですが76ページをお願いします。

この表は、平成22年度末現在の町債の現在高を表にしたものでございます。一般会計における町債の状況につきまして、借入先、事業ごとに前年度末と本年度末の残高を次のページの77ページにわたって列記してございます。77

ページの一番下の合計欄で見いただきますと、平成22年度末現在の残高は元金が47億6,106万9,000円、これにかかります利子の残高が5億1,354万6,000円、元金と利子をあわせると52億7,461万5,000円となっています。この額を単純に平成22年度末の住民基本台帳人口で割り返してみますと、1人当たり34万2,330円という数字になります。この数値は前年度1人当たりよりも2,423円ふえた計算となります。

次のページの78ページでは、水道事業会計並びに病院事業会計にかかります企業債の状況を表にしたものでございます。

次に、その下の表で31番、債務負担及び損失補償の状況について申し上げます。区分欄に記載のようにすべて債務負担でございまして、損失補償はございません。将来にわたって支出が伴います債務負担の状況でございしますが、農道整備事業ほか1件で平成22年度末では1,641万8,000円となっております。

それでは、大変恐縮ですが、今度は決算書本冊の方をお願いします。334ページをお願いします。

このページからは実質収支に関する調書と財産に関する調書になっていますが、一般会計における実質収支につきましては、冒頭申し上げましたので割愛させていただきます。338ページの財産に関する調書について申し上げます。1番として、公有財産でございまして、土地及び建物について338ページの(1)で普通財産、次のページの(2)で行政財産について表にさせていただきます。

最初に、(1)普通財産の土地ですが、全体として309平方メートルの減となっております。これは、国土調査の成果によるものでございます。また、建物につきましては昨年度の増減はございません。

次の339ページをお願いします。

行政財産の土地についてですが、全体で646平方メートルの減少となっております。国土調査の成果によるものでございます。この中で、庁舎敷地が7,003平方メートル増加し、一番下の公共用財産、その他の施設が7,996平方メートル減少しておりますのは、国土調査の際、公民館敷地を庁舎敷地と合筆したことによるものです。なお、建物につきましては増減はござい

せんでした。

次に340ページの、(3)出資による権利ですが、千葉県福祉ふれあい財団の解散により10万7,000円の減となり、年度末で1,124万円と5株となっております。

続きまして、大きな2番、物品について申し上げます。決算年度中に増減のあったもので、自動車の所有台数が1台減、パーソナルコンピューターが36台増となっております。

続きまして、341ページをお願いします。

大きな3番で基金について申し上げます。一般会計の財政調整基金は2億51万1,000円の増で、年度末では7億103万3,000円となっております。減債基金、公共施設整備基金、地域福祉基金につきましては、年度中の増減はございませんでした。

続きまして、町民バス購入基金につきましては、利子分1万8,000円の増、年度末で1,869万5,000円となっております。

続いて、奨学基金では奨学基金事業の交付金として100万円を取り崩し、年度末現在高は1,054万円となっております。

次に、高齢者等肉用牛飼育事業基金は6頭を処分し、国、県、町へ事業資金を返納したことにより、年度末現在高は現金55万円、物品1頭、56万1,000円となっております。

次に、土地開発基金は年度中の増減はありませんでした。次のページでふるさと応援基金ですが、平成22年度中にご寄附をいただきました544万円を積み立ていたしまして、年度末現在高は793万円となっております。なお、次の4つは特別会計でございますので、私からは割愛させていただきます。次の郵便切手購入基金でございますが、この基金は30万円の定額運用基金でございますので、年度中において有価証券としての郵便切手類と現金との間では移動がございますが、結果的には増減のない基金となっております。

基金の最後は、住民生活に光をそそぐ基金で昨年度住民生活に光をそそぐ交付金を活用し200万円を積み立てました。

次に、大きな4番として、土地開発基金の運用状況報告書となっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、平成22年度中の増減はございませんでし

た。

最後のページ、343ページの表は先ほど郵便切手類購入基金が30万円の定額運用基金であることを申し上げましたが、年間の運用状況を示したものでございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上、一般会計の決算について申し上げましたが、冒頭に申し上げましたように、詳細につきましては各委員会におきまして担当課長から説明があろうかと思っておりますので、私の方からは以上で終わらせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（勝野暢一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

それでは私の方から、認定第2号、平成22年度東庄町国民健康保険特別会計の決算について、その内容をご説明いたします。決算参考資料の60ページをお願いいたします。

平成22年度国民健康保険特別会計の歳入歳出決算状況につきまして、下の表をもとにご説明申し上げます。平成22年度の決算規模は、歳入の総額が19億7,433万8,000円、歳出の総額は18億9,477万5,000円となりまして、それぞれ前年度と比較しますと、歳入では267万4,000円、0.1%の増、一方、歳出決算におきましては5,533万8,000円、2.8%の減となりました。結果、歳入決算額から歳出決算額を差し引きました実質収支では7,956万3,000円となりました。

歳入の主なものですが、国民健康保険税と国庫支出金及び前期高齢者交付金で全体の70%を占めております。このうち国民健康保険税は5億9,904万8,000円で、構成比30.3%、前年度と比較して1,819万9,000円、3.1%の増となっております。なお、保険税の徴収率でございますが、平成22年度は77.48%となっております。これは県内上位2番目となっております。ちなみに、平成19年度は4番目、20年、21年度は3番目でございます。

また、県の平均徴収率は62.97%という状況でございます。

次に国庫支出金ですが、決算額は4億3,428万5,000円、構成比2

2%で、前年度比較6,828万7,000円、13.6%の減となりました。国庫支出金は療養給付に対し、原則32%の交付と、保険財政の需給バランスを調整する目的で交付されています。減額の主な要因は、交付算定の対象となる療養給付の減額と、歳出における後期高齢者支援金等の減額に伴い、普通調整交付金の減額が主な要因となっています。

次に第5款の前期高齢者交付金ですが、これは65歳から75歳未満の前期高齢者の方にかかる医療費の保険者間の不均衡を調整するため交付されるもので、決算額は3億4,886万6,000円、構成比17.7%で、前年度比較7,581万1,000円、27.8%の増額となりました。なお、この増額の要因は、前期高齢者医療費の増によるもので、前年度と比較し保険者負担分が3,797万5,000円の増額となっています。

次に第7款の共同事業交付金ですが、高額な医療費により、国保財政に与える影響を緩和することを目的に交付されるもので決算額1億9,456万1,000円、構成比9.8%で、前年度比較556万1,000円、2.9%の増となりました。

第9款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金ですが、主なものは、保険基盤安定繰入金と職員給与費等繰入金で2億145万9,000円、構成比10.2%で、前年度比較しますと3,477万5,000円、20.9%の増となりました。増額の要因につきましては、22年度におきまして、税の軽減率を6割4割から、7割5割2割に改正されたことに伴い、国及び県より、軽減にかかる財源補てんがなされ、一般会計分とあわせ国保会計へ繰り入れております。この増額分は1,800万円、そのほか、職員の異動に伴う人件費等の増加分1,300万円などが増額の要因でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

歳出の総額は18億9,477万5,000円で、前年と比較しますと5,533万8,000円、2.8%の減額となりました。歳出のうち、保険給付費と後期高齢者支援金及び共同事業拠出金で15億9,472万9,000円と、歳出全体の84.2%を占めております。

歳出のうち、初めに総務費でございますが、4,376万9,000円で、ここでは3名分の人件費を含む一般管理費及び徴税費でございます。

次に保険給付費ですが、これは保険者が負担する医療の給付にかかる費用で11億5,058万2,000円、構成比60.7%で、前年度比2,377万5,000円、2.1%の増となりました。

3款の後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療にかかります社会保険診療報酬支払基金への納付金で2億4,313万6,000円で、前年度と比較しますと3,157万3,000円、11.5%の減となっております。

次に介護納付金ですが、これは介護保険制度にかかる社会保険診療報酬支払基金への納付金で1億2,445万9,000円の決算となりました。

続きまして、7款の共同事業拠出金でございますが、保険者から千葉県国民健康保険団体連合会への拠出金で2億101万1,000円、前年度比較1,423万3,000円、6.6%の減でありました。

次の保健事業費につきましては、特定健診や保健センターの運営に関する費用で、4,415万6,000円となりました。

以上、歳入歳出の主なものについて説明させていただきました。以上で、国民健康保険特別会計決算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号、平成22年度東庄町老人保健特別会計の歳入歳出決算状況についてご説明申し上げます。決算参考資料の65ページをお願いいたします。

老人保健特別会計は、平成20年3月をもって保険医療制度が廃止となりまして、同年4月より後期高齢者医療制度に移行がなされました。現行の老人保健特別会計は制度配置がえに伴います医療診療にかかる月遅れ請求分に対する精算分でございます。新たに医療給付が発生するものではございません。

したがって、小額の決算額となっております。

それでは歳入よりご説明申し上げます。

老人保健特別会計の歳入総額は867万6,000円、このうち798万6,000円は前年度繰越金となっております。

国庫支出金14万6,000円及び県支出金の3万6,000円につきましては、医療負担にかかる精算分でございます。繰入金50万円は事務費に伴います一般会計からの繰り入れ分でございます。繰越金798万6,000円は前年度繰越金でございます。

次に歳出でございますが、2款の諸支出金において医療費の精算分といたしまして、社会保険診療報酬支払基金へ4万円の支出のみでございます。

以上で、老人保健特別会計の決算説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第4号、平成22年度東庄町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算状況についてご説明申し上げます。参考資料の66ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合におきまして、医療給付事業等を行っておりまして、町は保険料の徴収事務を行い、その収納額について広域連合へ納付、また被保険者にかかる減額賦課等に伴う町負担分について、町の一般会計より繰り入れをし、あわせて広域連合へ納付するものでございまして、そのほかの支出といたしましては、総務費におきまして事務費及び徴収費を捻出しております。

それでは歳入よりご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は9,544万4,000円となりました。歳入のうち、医療保険料及び繰入金で97.7%を占めております。1款の医療保険料は6,165万円で、歳入全体の64.6%、3款の繰入金は事務費等をあわせました一般会計からの繰入金で3,162万1,000円、構成比は33.1%となっております。そのほか、前年度からの繰越金が155万円、また諸収入において広域連合からの賦課徴収等にかかる委託料など、61万円の決算となりました。

次に歳出についてご説明いたします。

歳出の決算総額は9,306万4,000円となりました。初めに第1款の総務費でございますが、ここでは資格及び収納などにかかる電算の経費及び徴収費において、保険料の算定にかかる電算処理業務の委託料などでございまして、総務費の決算額は197万6,000円となりました。2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、徴収されました保険料並びに軽減賦課にかかります町の負担分をあわせました9,099万3,000円を納付しております。

以上で、後期高齢者医療特別会計の決算説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（勝野暢一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、認定第5号、平成22年度東庄町食肉センター特別会計決算についてご説明をいたします。参考資料の67ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入歳出の決算の状況につきまして、ご説明いたします。歳入合計ですが1億4,521万1,000円となりまして、前年度と比較して2,169万1,000円の増額、率にしまして17.6%の増となりました。

1款の事業収入ですが、センターの各種使用料の合計は1億1,335万3,000円、前年度と比較しまして447万9,000円、4.1%の伸びとなりました。これは処理頭数の増によるものです。次に、2款・繰越金でございますが3,167万円で、21年度と比較しまして1,728万8,000円の増額となっております。次に、3款・財産収入ですが財政調整基金の積立利息で17万8,000円となっております。次に諸収入ですが、歳計金の預金利子の1万円となっております。

続きまして、歳出ですが合計で1億614万8,000円となり、平成21年度と比較して1,429万8,000円の増額となりました。

1款の事業費ですが、食肉センターの維持管理運営にかかわる経費となります指定管理料及び消費税等で8,114万8,000円、前年度と比較しまして429万8,000円、率にしまして5.6%の増となっております。次に、2款・積立金ですが、1,500万円を食肉センター特別会計財政調整基金として積み立てをいたしました。前年度と比較しまして500万円、50%の増となっております。次に3款・諸支出金ですが、一般会計への繰出金で1,000万円です。前年度と比較いたしまして、500万円の増額となっております。歳入合計の1億4,521万1,000円から歳出合計の1億614万8,000円を差し引きました3,906万3,000円が翌年度への繰り越しとなりました。

次に、搬入及び処理頭数についてご説明いたします。68ページをお願いいたします。

産地別搬入頭数につきましては、(2)の円グラフのとおりとなっております。搬入頭数10万789頭のうち東庄町が5万9,720頭、旭市が3万2,470頭、香取市4,661頭、銚子市の1,466頭が主な搬入市町となっております。と畜処理頭数につきましても10万789頭で、平成21年度と比較して3,650頭、3.6%の増となりました。要因といたしましては、養豚農家の生産頭数の増加によるものとなっております。食肉センターの稼働日数は246日で、1日平均処理頭数は410頭でした。

次に、財政調整基金について説明いたします。決算書の342ページをお願いします。上から3段目、左の表をごらんいただきたいと思います。

食肉センター財政調整基金といたしまして、22年度1,500万円を積み立て1億9,333万9,000円の残高となっております。

以上で、食肉センター事業会計の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（勝野暢一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、認定第6号、平成22年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明申し上げます。お手数ですが、決算参考資料の69ページをお開きいただきたいと思います。

最初に下段の方から(2)訪問看護の利用状況でございますが、平成22年度の利用者数の合計は220人、延べ件数1,222件でございます。なお、一番下の居宅支援、これはケアマネジャーがケアプランを作成する居宅介護支援事業の部門でございますけれども、平成22年度当初から休止し、年度末をもって廃止しましたために利用実績は0件でございます。なお、ここには記載してございませんが、平成21年度と比較しますと、利用者数の合計で47人の減、率にして17.6%の減、延べ件数では200件の減、率にして14.1%の減となっております。また居宅支援では事業の休廃止のため、422件が皆減、皆減少となりました。

それでは、平成22年度決算の状況についてご説明申し上げますが、順序としまして平成22年度の決算額と構成比、前年度との比較増減を金額と率で申

し上げ説明を続けさせていただきます。それでは歳入から申し上げます。

歳入の主なものは、1款・事業収入の1,017万3,000円でございます。構成比では全体の46.8%を占めておりまして、前年度との比較では金額で774万3,000円の減、比率で43.2%の減となっております。2款・繰入金につきましては459万1,000円で、構成比は21.1%、前年度との比較では金額で58万7,000円の減、率で11.3%の減でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。3款・繰越金の694万5,000円につきましては、構成比32.0%、前年度との比較では金額で362万8,000円の増、率で109.4%の増となっております。前年度からの繰越金でございます。4款・諸収入の2万2,000円につきましては、構成比0.1%、前年度との比較は金額で1万5,000円の増となっております。訪問看護支援事業謝金及び歳計金預金利子でございます。

以上、歳入合計では2,173万1,000円でありまして、前年度との比較では金額で468万7,000円の減、率で17.7%の減となりました。

次に歳出について申し上げます。歳出につきましては1款・事業費のみでございます。1,734万4,000円、前年度との比較では金額で212万8,000円の減、率で10.9%の減となりました。内訳としましては、訪問看護職員の人件費がほとんどでありまして、訪問看護ステーションの設置基準に基づく人員分でございます。その他、パソコンシステムの保守委託料、消耗品などでございます。

以上の結果、居宅介護支援事業部門の休廃止と利用者数、利用件数の減少があったものの歳入歳出差し引き438万7,000円の黒字となりました。これにつきましては平成23年度への繰り越しとなります。

以上で、訪問看護ステーション特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、右側の70ページをごらんいただきたいと存じます。

認定第7号、平成22年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について内容をご説明申し上げます。

平成22年度においては、町長の提案理由にありまして、第4期介護保険事業計画の中間年度に当たります。また、介護従事者処遇改善臨時特例基金を活用しまして、平成22年度においても第1号被保険者の介護保険料の負

担軽減を行っております。基準額第4段階の保険料が平成21年度は月額80円を軽減して3,100円であったのに対しまして、平成22年度はその半額、40円軽減の3,140円、言い換えれば前年度と比べて40円の増加となっております。

それでは決算の内容についてご説明申し上げます。歳入から申し上げます。

1款・保険料は1億6,022万5,000円、全体の構成比では17.7%を占めます。前年度との比較では金額で272万6,000円の増、率にして1.7%の増となっております。これは第1号被保険者の保険料でありまして、65歳以上の高齢者の増加と保険料の増加、これは第4段階の基準額にして前年度に比べて40円上がったことによるものでございます。2款・使用料及び手数料1万9,000円につきましては、介護保険未納者への督促手数料でございます。

次に、3款・国庫支出金から5款・県支出金につきましては、介護保険法で定められた保険給付費、地域支援事業費に対するそれぞれの負担金でございます。3款・国庫支出金1億9,992万3,000円、4款・支払基金交付金2億4,210万円、5款・県支出金1億2,305万8,000円でございます。ここには記載してございませんが、これらを合算いたしますと、5億6,508万1,000円、合算の構成比では62.5%を占めます。前年度との比較では金額で1,293万7,000円の増、率にして2.3%の増となっております。これは保険給付費の増加に伴いまして、国・県支出金や社会保険診療報酬支払基金からの交付金がふえたことによるものでございます。

6款・財産収入の6万1,000円につきましては、介護給付費準備基金を定期預金で1年間運用したことによる利子分の収入でございます。

7款・繰入金につきましては1億5,159万6,000円、構成比16.8%、前年度との比較では金額で2,000円の微増でございます。詳しい内容はここに記載してございませんが、介護保険法で定められた一般会計の介護給付費及び地域支援事業費に対する負担金が1億789万6,000円、職員給与等の総務費負担金が4,164万円、そして介護従事者処遇改善臨時特例基金の取り崩し分が丸めて206万円でございます。

次に8款・繰越金の2,710万円につきましては、構成比3.0%、前年

度との比較では金額で952万1,000円の増、率にして54.2%の増となっております。前年度からの繰越金でございます。

9款・諸収入の14万3,000円につきましては、保険料の滞納による延滞金、歳計金預金利子、第三者納付金などでございます。

以上、歳入合計では9億422万5,000円、前年度との比較で金額で2,519万1,000円の増、率にして2.9%の増となりました。

次に歳出について申し上げます。1款・総務費は4,277万4,000円、全体の構成比では4.9%を占めます。前年度と比較しますと金額で3万2,000円の減、率にして0.1%の減となりました。職員の給与、手当、介護認定調査及び審査会に要した費用などでございます。

次に歳出の大部分を占める、2款・保険給付費につきましては8億1,158万4,000円で、構成比92.0%、前年度と比較しますと金額で2,986万円の増、率にして3.8%の増となりました。増額の主な理由としましては、居宅介護、施設介護サービスの利用の増加などによるものでございます。

なお、下段の(2)保険給付状況にサービス別の件数、給付金額を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

戻りまして、3款・地域支援事業費は1,529万1,000円、構成比1.7%、前年度と比較しますと金額で4,000円の微増となりました。これは、要介護認定を受けていない方などへの介護予防事業、総合相談、介護予防のケアマネジメントなどの包括的支援事業及び町独自の任意事業でございます。

4款・公債費につきましては、一時借入れを行っておりませんので支出はございません。

次に5款・諸支出金は1,272万7,000円、構成比1.4%、前年度と比較しますと金額で61万円の増、率にして5.0%の増となりました。前年度、平成21年度の介護給付費、地域支援事業費の精算による返還金などがございます。

以上、歳出合計では8億8,237万6,000円、前年度との比較では金額で3,044万2,000円の増、率にして3.6%の増となりました。

以上の結果、歳入歳出差し引きは2,184万9,000円の黒字となりました。なお、国庫支出金等の精算を平成23年度に行うわけでございますが、

精算後におけるの余裕資金は1,625万円程度となる見込みでございます。

続きまして、介護保険関係の二つの基金の状況についてご報告申し上げます。お手数ですが、決算書本冊の342ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、2段目の左側に記載してございます、介護保険給付準備基金につきましては、平成22年度中の預金利子収入分6万1,000円を新たに積み立てておりますので、年度末残高は6,151万7,000円でございます。

また、その右側、介護従事者処遇改善基金につきましては、平成22年度中に第1号被保険者の保険料の負担軽減分に充てるため、206万円を取り崩しましたので、年度末残高は83万9,000円となっております。残額については平成23年度に国へ返還となります。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わります。訪問看護ステーション特別会計及び介護保険特別会計の22年度決算につきまして、原案のとおり認定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（勝野暢一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（相馬良男君）

それでは、認定第8号、平成22年度東庄町水道事業会計決算についてご説明申し上げます。参考資料の71ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出について円グラフによりご説明申し上げます。収益的収入では4億2,708万2,000円で、対前年度比2,458万3,000円、率で5.4%の減となっております。この主な要因は、一般会計からの高料金対策補助金が4,000万円減少になったことによるものであります。収入全体の内訳は営業収益で3億3,796万1,000円、営業外収益で8,912万1,000円となっております。収入全体の79.1%を占める営業収益の内訳は、給水収益で3億2,746万1,000円、給水申込金、他会計負担金等で1,050万円となっております。また、収入全体の20.9%を占める営業外収益の内訳は、一般会計からの補助金5,000万円、県からの補助金3,871万8,000円、その他雑収益では預金利息等で40万3,000円となっております。

次に、収益的支出では3億6,916万9,000円で、対前年度比1,1

39万7,000円の減額となり、率で3.0%の減となっております。この主な要因は、修繕費の減少と繰上償還に伴う企業債利息の減少によるものであります。支出全体の内訳は、営業費用3億6,328万4,000円、営業外費用ほかで588万5,000円となっております。支出全体の98.4%を占める営業費用の内訳は、受水費で2億3,659万円、減価償却費6,931万8,000円、人件費3,132万8,000円、動力費、委託料ほかで2,604万8,000円となっております。支出全体の1.6%を占める営業外費用ほかは企業債の支払利息等で588万5,000円となっております。

次に、資本的収支会計についてご説明いたします。資本的収入はございませんでした。支出は総額9,478万9,000円で、内訳は固定資産取得費に377万2,000円、企業債償還金に9,101万7,000円となっております。固定資産取得費については小南配水場の計装機器の更新及びメーター、工具等の備品の購入費です。企業債償還金については、企業債の元金の償還分であります。なお、収支の不足分9,478万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額17万3,000円、減債積立金6,253万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,208万3,000円で補てんしております。

次に、経営状況の推移であります。平成18年度から平成22年度までの5年間の収益的収支については、下記の表のとおりであります。

なお、平成22年度の収益的収支では5,791万3,000円の純利益をあげることができました。

続きまして72ページをお願いいたします。

平成22年度の業務量であります。年度末給水人口は1万2,633人で、対前年度比較80人の減、普及率は81.2%となっております。年度末給水戸数につきましては3,979戸で、対前年度比較11戸の増となっております。年間給水量では153万5,169立方メートルで、対前年度比5万3,891立方メートルの増となっております。年間有収水量は147万7,462立方メートルで、対前年度比3万7,175立方メートルの増となっております。この要因につきましては、昨年度の気候の影響等によるものと思われま。有収率につきましては96.2%で対前年度比1%の減となっております。

以上で、水道事業会計決算について説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（勝野暢一君）

病院事務長。

病院事務長（宇ノ澤康成君）

それでは、国保東庄病院事業会計決算についてご説明申し上げます。決算参考資料の73ページをごらんください。

平成22年度の収益的収支の決算の状況でございますが、収入総額9億7,977万8,000円、支出総額9億6,383万9,000円で、損益計算における当年度純利益は1,593万9,000円となりました。新築移転後、初めての黒字を計上することができました。病院事業収益についてですが円グラフの内側、医業収益が9億682万5,000円で、収入総額の92.6%、医業外収益が7,291万6,000円で7.4%です。医業収益の内訳では円グラフの外側、入院収益が2億590万4,000円で21.0%、外来収益が4億4,602万5,000円で45.5%、室料差額、人間ドック、各種検診などのその他医業収益が6,006万5,000円で6.2%、介護保険事業収益が1億9,483万1,000円で19.9%です。医業外収益の内訳では、一般会計繰出金などの負担金・交付金が7,138万8,000円で7.3%、患者外給食収益、自動販売機手数料などのその他医業外収益152万8,000円で0.1%です。

続いて、病院事業支出ですが、円グラフの内側の医業費用が9億1,242万7,000円で、費用総額の94.7%、医業外費用が5,140万5,000円で5.3%、特別損失が7,000円です。医業費用の内訳では、円グラフの外側の給与費が4億1,770万1,000円で43.3%、材料費が3億60万3,000円で31.2%、経費が1億763万円で11.2%、減価償却費、資産減耗費、研究研修費などのその他が8,649万3,000円で9.0%です。医業外費用の内訳では、企業債利子が3,068万4,000円、患者外食材料費16万4,000円、仕入れにかかる消費税額などの雑損失が1,958万4,000円と繰延勘定償却97万3,000円で5.3%です。

74ページをお願いします。

資本的収入の決算の状況でございますが、収入合計が5,132万2,000円、支出合計が7,261万4,000円で、収支不足額2,129万2,000円については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額103万3,000円と、過年度分損益勘定留保資金2,025万9,000円で補てんいたしました。

収入の内訳は、企業債1,500万円、町一般会計からの出資金が3,632万2,000円です。支出の内訳では、建設改良費が2,168万6,000円と企業債償還金5,092万8,000円です。建設改良費の内訳は電子カルテ用のサーバーと、画像管理用サーバーの更新及び眼底カメラの購入等でございます。

次に、収益的収支の決算の推移ですが、平成18年度から平成22年度までを記載してあります。平成22年度では、収入9億7,977万8,000円で、前年度と比較して6,375万7,000円、7.0%の増額となっております。これは入院収益、外来収益がともに伸びたことにより医業収益が増収となったためでございます。支出では9億6,383万9,000円で、前年度と比較して3,066万8,000円、3.3%の増となり、22年度純利益は1,593万9,000円となりました。先ほど申し上げましたが、平成8年に現在地へ新築移転して初めての黒字でございます。

次に、入院・外来延患者数の推移ですが、平成18年度から平成22年度までを記載してあります。平成22年度入院延患者数は2万698人で、前年度と比較して903人、4.6%の増、うち介護保険分では1万2,034人で前年度と比較して273人、2.3%の増となりました。続いて外来延患者数ですが、平成22年度3万588人で前年度と比較して611人、2.2%の増となりました。1日当たり患者数では、入院365日で1日当たり56.7人、外来では266日で1日当たり11.5人となりました。

75ページをごらんください。

平成22年度末の病院事業債現在高でございますが、合計で元金が10億4,371万104円、利子が2億6,440万8,479円、合計で13億811万8,583円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（勝野暢一君）

説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時といたします。

（午前 11 時 50 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

議長（勝野暢一君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

本決算について、提出者からの説明が終わりましたので、ここで、監査委員の代表から審査報告の説明を求めます。

監査委員、北山武彦君。

監査委員（北山武彦君）

平成 22 年度東庄町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査について。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された平成 22 年度東庄町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び同法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された基金運用状況について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書。

1、審査の対象、(1) 平成 22 年度東庄町一般会計歳入歳出決算から、(7) 平成 22 年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算までの 7 会計であります。

2、審査の期間、平成 23 年 7 月 26 日及び 8 月 16 日及び 8 月 17 日に実施しました。

4、審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書は、関係法令に則り作成され、計数は関係諸帳簿等照合の結果正確であり、予算の執行についてはおおむね所期の目的に沿ってなされており、内容も正当なものと認定した。また、財産に関する調書は、財産状況・異動状況についての計数も正確であると認められました。

86 ページになります。

6、総括的評価。主なものを申し上げたいと思います。

②経常収支比率、過去3カ年の比率は、平成20年度83.8%、平成21年度81.6%、平成22年度80.1%と推移している。予算執行における継続的な経費抑制の努力により、年々改善されているものの、80%を超える値となっていることから、今後とも、経常収支比率の改善に努力されたい。

次に、④町税の滞納及び不納欠損（一般会計）、平成22年度町税における不納欠損額は390万4,475円、収入未済額は、現年度課税分及び滞納繰越分をあわせて1億1,514万7,884円、対前年度比661万5,366円の増でありました。

町税全体の徴収率は、平成17年度に90%台に回復し、平成19年度92.6%、平成20年度93.1%、平成21年度92.5%と推移し、平成22年度は92%となった。これは、県下市町村において速報値で16位となるものである。

3行飛びまして、町税の滞納整理を税関係職員全員で取り組むなど、徴収率向上への努力は、大いに評価するものであるが、町税は、町財政の根幹をなすものであり、健全な財政運営を図るためにも、納税意識の高揚を推し進めるとともに、今後とも、税の社会的役割等の啓発及び徴収率のさらなる向上に努められたい。

(2) 特別会計。

①国民健康保険特別会計、国保税の不納欠損額は、平成21年度は410万5,640円と推移し、平成22年度は469万1,857万円となった。欠損額は横ばい状態にあるものの、平成22年度の収入未済額は1億6,944万6,130円に達し、対前年度比1,119万9,657円の増となっており、2年連続して1,000万円以上の増加となった。

徴収率は、平成22年度国保税全体で77.5%と対前年度比0.7ポイント低下しているにもかかわらず、県下市町村において速報値で2位にあることは、景気低迷に伴う所得の減少を招いている状況下、徴収事務の努力の成果として評価したい。

(3) 歳計現金及び基金。

①財政調整基金、平成21年度5億52万2,000円、平成22年度7億103万3,000円、平成21年度までは5億円程度の一定額を積み立てて

きたが、平成22年度において2億円の増額を行っている。財政調整基金は、町財政にとって基軸となるものであることは言うまでもなく、先の東日本大震災による災害対応において財政調整基金の果たす役割は大きいものと言える。災害はもとより町の各会計における予測の困難な非常事態に対応するためにも、今後とも、積立額の堅持・増額に努められたい。

②国民健康保険診療報酬支払準備基金、平成22年度における残高は、前年同額の1億1,550万1,000円となっている。同基金の設置条例には、積み立ての目標額平成22年度決算ベースで1億8,443万円が定められており、また、医療の高度化に伴い、本町の国民健康保険事業規模での標準的な積み立て額は2億7,664万5,000円となる。

医療費は、今後とも増加することが見込まれることから基金の充実を強く要望したい。

③所見、歳計現金、平成22年度は順調な財政運営ができたことにより、月々の歳計現金に余裕が生じたが、この運用に当たっては、短期の定期に積み立てる等、きめ細やかな運用がなされており、安全かつ効率的な運用を図る観点からも、大いに評価するものであります。

次に、7、総括的意見を申し上げます。

平成22年度決算における財政状況は、税収の落ち込みにもかかわらず、地方交付税の増額及び繰越金の投入により、良好なものとなった。

しかし、町の基軸財源である税収が平成21年度に引き続き連続的に大幅に減額していることは、景気の低迷もその一因と考えられるが、本町の生産人口の減少も考慮されなければならないが、これらのことは財政運営のみならず、町の諸施策にも影響を及ぼしかねない状況である。

また、震災の影響による景気の低迷及び政局の混迷が懸念され、税及び地方交付税等の財源の確保が厳しい状況も見込まれるところである。

さらに、本町においても、生産人口の減少・高齢化社会の進行に伴い、保健・医療・福祉施策に要する経費の増加が避けられない状況であります。

今後とも財政運営に当たっては、震災の影響による国・県及び町の動向を注視しながら、個々の事務事業の必要性を再検討し、さらなる歳出の縮減に取り組み、健全なる行財政運営を堅持していただきたいということで、災害見舞金

の関係で少し口頭で述べさせていただきたいと思います。

私は財政調整基金をこつこつと積み上げてきて本当によかったなというふうに思っております。近隣の大きな市よりも東庄町の方が被災された皆さん方に災害見舞金を多く支給できた、おあげすることができたと非常にうれしく思っております。財政調整基金を活用して、町民本位の行政運営ができていくということで評価をしたいとこのように思っているところであります。

今後は10億を目指して取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、90ページ、公営企業会計決算審査意見書。

1、審査の対象、(1)平成22年度東庄町水道事業会計決算、(2)平成22年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算。

2、審査の期間、平成23年7月26日。

4、審査の結果、審査に付された各会計の決算書は、関係法令に則り作成され、計数は関係諸帳簿等照合の結果正確であり、予算の執行については、おおむね所期の目的に沿ってなされており、内容も正当なものと認定をいたしました。

91ページをお願いします。

6、審査の総括的意見を申し上げます。

(1)東庄町水道事業会計。東庄町水道事業会計平成22年度決算における業務実績に当たっては、一般会計からの補助金の大幅な減額があったが、給水収益の順調な伸びと企業債利息の減少等による事業費用の圧縮が相まって、黒字の幅を小額減少させるにとどまった。

しかしながら、給水原価が供給単価を依然として上回っていることから、給水にかかる費用が水道料金による収入以外の他の収益で賄われていることに変わりなく、水道事業の本旨である飲料水の安定供給を図るためにも、一層の経営努力に取り組み、損失が生じないよう健全経営を目指していただきたい。

ちょっと飛んでいただいて、また、一般会計からの補助金を大幅に減額しているとは言え、継続的に中長期的な経営計画を策定されることを要望する。

なお、経理面においては、修繕費の予算執行残を積極的に引当金に計上し、内部留保している。また、水道料金の未集金整理においても、日常的に工夫・努力をしており、それぞれ、健全経営に資するものとして評価したい。

(2) 東庄町国民健康保険東庄病院事業会計。平成22年度決算は、業務実績において外来患者数・入院患者数ともに近年の最良値を記録したところから、医業収益を5.7%押し上げる結果となった。

特筆すべき点として、病床利用率が年間平均で70.9%となり、健全経営の目安となる70%台を達成したことは、業務実績の良好さを顕著に示している。

また、関係当局への積極的な働きかけにより、リハビリ施設基準取得も実現され、医業収益増額の一因となっている。

さらに、今年度も医師の処遇改善を図るとともに、後期研修プログラムの導入により、医師の確保に努めている。今後とも、医師・看護師・医療スタッフの確保に取り組み、医療体制の充実及びサービスの向上に努められたい。

経営状況については、医業収益の増に伴い、医業費用もこれに相まって増加することとなる中、医薬品の購入の工夫、燃料費・電気代の削減に努めるなど経費の抑制を図ることにより、病院新築移転以来、初めての1,593万9,000円の純利益を計上している。

このことは病院医師はもとより、医療スタッフ及び事務従事者並びに町関係者、さらには過去において当病院に関係した方々の努力の賜物として敬意を表したい。

今後とも地域の中核医療・療養施設としての役割を果たすべく、医師等の確保に万全を期すとともに、地域医療機関との連携を強化し、地域住民に対し安全で安心な医療が提供されることを望むものである。

以上であります。

議長（勝野暢一君）

これから総括質疑を行います。

なお、本決算については、それぞれの常任委員会に審査の付託をすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。したがって、詳細な質疑は各常任委員会で行い、本日は総括的な質疑をお願いいたします。

5番。

5番（多田和弘君）

一つだけ質問させていただきます。

先ほど、総務課長の説明で3ページになるんですが、3ページ、3表の消費的経費の中の義務的経費の人件費が職員の増によってふえたというお話がありました。私が考えるに、一般論で言えば課長職で退職される、それで新しく新卒の職員を採用するということになれば、1対1ならば相当の人件費が削減できるかなど。課長が1人やめて、新卒を2人採用すれば、むしろとんとんか、まだそれでも人件費がうくだろうというふうに私は考えているんですが、人事権というか、職員の採用権に関しましては、これは町長の権限で議会で決議することではありませんけれども、その辺職員の採用方針とか、職員の採用計画とか、そういうものはどのようなものが、またはできていないのか、あるのか、わかりませんが、もしあれば教えていただきたいなと思います。

議長（勝野暢一君）

清水副町長。

副町長（清水正幸君）

職員の採用計画等、決算における人件費の増の関係ですが、まず決算における人件費の増につきましては、平成22年度は新規採用職員がございました。退職される一般職の職員がいませんでした。

職員採用の計画ですが、これにつきましては、基本的には欠員補充というスタンスでおりますが、欠員が生じると同時に職員採用となりますと、ベテラン職員が退職をして新規採用職員がそれに当たるというふうになると、質的に十分追いつくということではできませんので、数年先を見渡して、見通して、退職が予定される職員については、前倒しをしてその分に相当する分を採用していくというような状況です。何年に何人採用するという具体的な計画は持っていません。

議長（勝野暢一君）

5番。

5番（多田和弘君）

こういうことを聞いたのは初めてなんですけれども、となると、常に欠員を補充するというのが方針ということなんですけれども、ということは長期的にどうか、課長で退職される、定年退職される職員というのはあらかじめわかっているわけですね。それとあと、事業計画なんかでも、ことしはこういう事業

をしていきたいとか、こういう方向にいききたいとかということと同時に、人材もやはり手当していくということも当然、その計画の中に入れるべきだと思うんですが、その辺のところというのは、今のお話だとそういう計画はつくっていないというようなお話ですけれども、町長、そういう今のことに関して、もしお答えがあればお願いします。

議長（勝野暢一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

今のお話、質問であります、私の考え方を申し上げます。これは別に策定をして計画をつくってあるわけではございません。

今から十数年前に、職員の定数はありますけれども削減を図りたいと、そういうことで2割を削減したいということで、十数年かけて20%を今これでおるわけですが、実際には枠としては20%の枠を持っているということです。

ですから、通常普通の市町村ですと、その枠いっぱい今運営している市町村もありますけれども、私どもの町は80%以下で、定数はありますけれども、職員の人件費を抑えて行政運営しているということでもあります。その枠は基準値でありますから、目指したものでありますから、その枠を大幅に超えたり、またそれをもっと少なくするということはできますけれども、これがぎりぎりの数字だなということというのは、20%削減をせつかくしたわけですから、数字を維持しながら、このかげんを保ちながらやめていく職員、それから採用する職員のバランスを考えてこれからも進んでまいりたいと、このように考えているところであります。

先ほど申し上げましたのは、やはり働く職場でありますので、一気にやめる場合もあるし、それから1人やめる場合もあります。それから全くやめないということもありますけれども、そういうバランスをとりながら、来年、再来年は何人やめるのかなというのは頭の中に全部入れてあります。一気に5人やめられると戦力を失います。ですから、やめていない年であっても、来年、再来年のことを考えれば今入れておいた方がいいのではないかというような考え方もあります。

そういうことで、やはり年齢というのはジャンプしたり何かすると、非常に勤務の体制にそれと業務になれるといいますか、業務に向かう体制というものはやはり切れないようにしていかなければならないと、このように考えます。

そういうことでありますので、私としてはことしのやめていく方がゼロであっても採用はしていくべきであろうと、このように考えております。状況下を見定めながら、いわゆる先ほど申し上げました行革のための20%削減というのを維持しながら、その年に対応しながら、多少増減はありますけれども職員の確保に努めてまいりたいと、このように思っております。

そういうことで、この職員採用が何年も何年もかけて、20%のやめていった方たちがたくさんいてもゼロであったり何かしてきたわけでありますから、そういう意味のことを考えれば、やはり人が人材確保というのは非常に大事なことでありますので、そういうような形で今後とも進めてまいりたいと、このように考えているところであります。

以上であります。

議長（勝野暢一君）

清水副町長。

副町長（清水正幸君）

参考までに数字をお示ししたいと思います。病院に勤務する職員を除いた数字で申し上げます。平成9年に172人でした。平成22年度末で129人。そうしますと、40人を超える人数が削減されて、2割以上の職員をこの十何年間の中で削減してきたわけでございます。

そういう意味で、現状の職員は、職員数についてはもうそろそろ限界に来ているのかなということで、欠員補充を原則にして職員採用に当たっているということで、今ただいま町長が申し上げましたように、退職者数をすぐ補充するということではなくて、ならして補充していくと。何年間かかけてならした中の補充ということを重点的に考えてやっているところでございます。

議長（勝野暢一君）

5番。

5番（多田和弘君）

わかりました。

議長（勝野暢一君）

これで総括質疑を終わります。

ただいま議題となっております各会計決算については、なお詳細にわたり審査を行うため、お手元に配付しました常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に審査の付託をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号までの決算は、常任委員会付託表のとおり各常任委員会に審査の付託をすることと決定しました。

日程第10、陳情第2号、「子ども・子育て新システム」導入に反対する意見書を国に提出することを求める陳情を議題とします。

職員に陳情の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（勝野暢一君）

本陳情は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第11、休会の件を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、9月8日から15日までの8日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（勝野暢一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明日8日から15日までの8日間を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

16日の会議は議事の都合により、午後2時30分に繰り下げて開くことに

します。予定の時刻に参集願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 1時30分 散会)